



山形県公報

平成18年3月3日(金)
第1721号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則.....(市町村課)...256

### 訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令.....(人事課)...同

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....(税政課)...257
- 有害図書類の指定.....(女性青少年政策室)...同
- 山形県里山環境保全地域の指定の予定.....(環境保護課)...259
- 山形県里山環境保全地域の保全計画の予定.....(同)...同
- 国定公園の公園事業の概要.....(同)...同
- 同.....(同)...260
- 県立自然公園の公園事業の概要.....(同)...同
- 生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...261
- 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...262
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....(同)...同
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出.....(同)...同
- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(児童家庭課)...同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)...263
- 県営土地改良事業に係る換地処分.....(庄内総合支庁酒田農村整備課)...同
- 都市計画事業の変更の認可の告示.....(都市計画課)...同
- 同.....(同)...同
- 車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定.....(交通基盤課)...264
- 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...同
- 同.....(同)...265
- 同.....(置賜総合支庁建設総務課)...同
- 県道の供用の開始.....(同)...同
- 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...同
- 県道の供用の開始.....(同)...266

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則.....同

### 企業局関係

#### 告 示

指定管理者の指定.....同

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...267  
 大規模小売店舗の新設の届出.....(商業経済交流課)...同  
 平成18年度前期技能検定の実施.....(雇用労政課)...268  
 平成18年度随時実施技能検定の実施.....(同)...273  
 一般競争入札の公告.....(公安委員会)...同  
 同.....(同)...275

規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第11号

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県市町村振興資金貸付規則(昭和38年7月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号を次のように改める。

(1) 地域活性化推進事業

地域の創意と工夫を生かした地域の活性化に資する施設の整備事業

第2条第4項第2号中「市町村合併推進事業」を「市町村合併支援事業」に、「施設」を「施設又は市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村が行う市町村の合併に関連する施設」に改める。

第3条中「500万円」を「200万円」に改める。

第4条第1項第1号イ中「又は」を「、同条第4項第1号の地域活性化推進事業又は」に改め、同号口中「第2条第4項の特定施策推進事業」を「第2条第4項第2号の市町村合併支援事業」に改め、同項第2号口中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号口を同号ハとし、同号イ中「、同条第6項及び同条第7項」を「及び同条第6項」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第2条第7項に掲げる事業に係る資金 据置期間3年以内を含め30年以内

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際改正前の山形県市町村振興資金貸付規則に基づいて既に貸付けしている資金については、なお従前の例による。

訓 令

山形県訓令第3号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

|   |                           |  |  |  |  |  |  |  |   |   |
|---|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|---|---|
| 「 | 6 別に定めるものを除き、物品の管理に関すること。 |  |  |  |  |  |  |  | を | 」 |
|---|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|---|---|

|                                                    |                              |                       |                  |                       |                  |  |                |
|----------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|------------------|--|----------------|
| 指定管理者                                              | 6 別に定めるものを除き、物品の管理に関すること。    |                       |                  |                       |                  |  |                |
|                                                    | 1 指定管理者の指定に関すること(指定の取消しを除く。) |                       |                  |                       |                  |  | 議決後の<br>手続に限る。 |
|                                                    | 2 利用時間、利用日等の承認に関すること。        |                       |                  |                       |                  |  |                |
|                                                    | 3 臨時の利用等の承認に関すること。           |                       |                  |                       |                  |  |                |
|                                                    | 4 利用料金及び利用料金の免除の基準の承認に関すること。 |                       |                  |                       |                  |  |                |
|                                                    | 5 協定の締結に関すること。               |                       |                  |                       |                  |  |                |
| 6 その他公の施設の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項(業務停止命令を除く。)に関すること。 |                              | (届出、報告等の受理に関することを除く。) | 届出、報告等の受理に関すること。 | (届出、報告等の受理に関することを除く。) | 届出、報告等の受理に関すること。 |  |                |

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**告 示**

山形県告示第140号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第173条の3第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称      | 代表者の氏名  | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日    |
|----------|---------|-----------------|------------|
| 野口産業株式会社 | 野 口 三 郎 | 天童市鎌田一丁目13番1号   | 平成18年1月31日 |

山形県告示第141号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## (図書)

| 指定番号 | 題名                                 | 図書コード等     | 発行所等       | 指定の理由                               |
|------|------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------|
| 8390 | シャワーのあとで                           | 52121 - 39 | (株)フロム出版   | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8391 | 危険恋愛H                              | 55153 - 30 | (株)松文館     |                                     |
| 8392 | 本当にあった人妻たちの秘浮気体験                   | 57958 - 42 | (株)ぶんか社    |                                     |
| 8393 | 恋愛キネマ                              | 50700 - 38 | 実業之日本社     |                                     |
| 8394 | プラザCOMIXめすねこ                       | 51793 - 09 | (株)蒼竜社     |                                     |
| 8395 | 月刊 劇漫スペシャル 3月号                     | 13545 - 3  | (株)竹書房     |                                     |
| 8396 | 秘女の事件簿 ベストセレクション魔性の女編              | 50523 - 36 | (株)芳文社     |                                     |
| 8397 | ふたりエッチ Select 13                   | 67503 - 71 | (株)白泉社     |                                     |
| 8398 | CLEAVAGE ART<br>- 聖少女が織り成す美少女の世界 - | 不明         | (有)フォックス出版 |                                     |
| 8399 | レディースコミック・タブー 3月号                  | 19673 - 03 | 三和出版(株)    |                                     |
| 8400 | パソコンパラダイス 3月号                      | 07483 - 03 | (株)メディアックス |                                     |
| 8401 | ダイナコミックス女教師事件                      | 51425 - 70 | (株)松文館     |                                     |
| 8402 | コミックアムール 3月号                       | 03801 - 03 | (株)サン出版    |                                     |
| 8403 | カルビPOWER 3月号                       | 02591 - 03 | 若生出版(株)    |                                     |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類

## (図書)

| 番号 | 題名             | 図書コード等     | 発行所等    |
|----|----------------|------------|---------|
| 1  | お尻倶楽部 VOL.70   | 02299 - 07 | 三和出版(株) |
| 2  | お姉さんのAfterFive | 不明         | フォーユー書房 |

## (録画テープ等)

| 番号 | 題名                     | 区分  | 発行所等      |
|----|------------------------|-----|-----------|
| 1  | オッパイキャンペーンガール          | DVD | (株)泰成     |
| 2  | 突撃!!素人ストリートナンパ!!新橋・汐留編 | DVD | クイーンハント   |
| 3  | 高級美熟女 結城綾音             | DVD | (有)メディアボス |

## 山形県告示第142号

山形県自然環境保全条例(昭和48年3月県条例第21号)第14条の2第1項の規定により、里山環境保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、平成18年3月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 山形県沼の台里山環境保全地域
- 2 区域 縦覧に供する区域図のとおり。

## 山形県告示第143号

山形県自然環境保全条例(昭和48年3月県条例第21号)第14条の3第1項の規定により、山形県沼の台里山環境保全地域に関する保全計画を次のとおり決定する予定であるので、関係図書を、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

なお、当該里山環境保全地域に係る住民及び利害関係人は、この告示に係る保全計画について、平成18年3月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県沼の台里山環境保全地域保全計画

## 1 自然環境の保全に関する基本的な事項

## (1) 保全すべき自然環境等の特質

当地域は、丘陵、池沼あるいは谷が混在する地形が見られるとともに、ブナ二次林を中心とする冷温帯日本海要素の植物や希少な湿生植物が生育し、また、地形と植物相に関連する豊富な動物種が生息しているなど、高い生物多様性を維持している。これらは、主に地すべり及び多雪という当地域特有の要因と、そこに住む人間の活動とが相まって創り出されたものであり、里山環境として優れている。

## (2) 権利制限関係等の概要

当地域の中核をなす長沼、男沼、女沼の周辺の森林は、保安林に指定されている。

当地域の東側に隣接する赤松川流域は砂防指定地に、西側に隣接する棚田及び集落地は地すべり防止区域に指定されている。

## (3) 保全施設に関する方針

保全施設は、県森林課により整備された生活環境保全林及び近隣の地すべり防止や砂防のための事業との整合性に配慮し、巡視歩道、砂防施設、標識その他これに類する施設の整備及び病害虫防除、植生復元のための事業を必要に応じて実施する。

## 2 自然環境の保全のための施設に関する事項

縦覧に供する保全施設計画図のとおりとする。

## 3 自然環境の保全に資する里山環境保全地域及びその周辺の地域における農林漁業その他の人の活動に関する事項

自然の回復力を超えない範囲の適度な利用を継続しながら地域内の自然環境を維持することを基本とし、この地に特有な地すべり防止や砂防のための事業との整合を図りつつ、指定地域の秀逸な自然環境の資質保全のための積極的な活動を受容する。

## 山形県告示第144号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第7条第4項の規定により決定した蔵王国定公園に関する公園事業の一部の概要は、次のとおりである。

なお、関係図書は、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課並びに山形市役所及び上山市役所において縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 公園事業の名称           | 事業地                    | 施設の規模          |
|-------------------|------------------------|----------------|
| 面白山刈田岳硯石線道路(歩道)事業 | (路線)                   |                |
|                   | 起点 山形市大字関沢(笹谷峠)        | 路線距離 2.8キロメートル |
|                   | 終点 山形市大字関沢(カケスガ峰)      |                |
|                   | 起点 上山市(蔵王温泉熊野岳循環線道路交点) | 路線距離 1.8キロメートル |
|                   | 終点 上山市(県境)             |                |
| 南面白山線道路(歩道)事業     | (路線)                   |                |
|                   | 起点 山形市大字山寺(面白山高原駅)     | 路線距離 4.0キロメートル |
|                   | 終点 山形市(権現様峠)           |                |

山形県告示第145号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第7条第4項の規定により決定した鳥海国定公園に関する公園事業の一部の概要は、次のとおりである。

なお、関係図書は、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課並びに遊佐町役場において縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 公園事業の名称      | 事業地                     | 施設の規模          |
|--------------|-------------------------|----------------|
| 月山森線道路(歩道)事業 | (路線)                    |                |
|              | 起点 飽海郡遊佐町吹浦(河原宿)        | 路線距離 2.5キロメートル |
|              | 終点 飽海郡遊佐町吹浦(銚立二の滝線道路交点) |                |

山形県告示第146号

山形県立自然公園条例(昭和33年7月県条例第29号)第7条第2項の規定により決定した県南県立自然公園に関する公園事業の一部の概要は、次のとおりである。

なお、関係図書は、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 公園事業の名称  | 事業地          | 施設の規模         |
|----------|--------------|---------------|
| 植生復元施設事業 | 南陽市大字赤湯(白竜湖) | 区域面積 6.0ヘクタール |

山形県告示第147号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地      | 指定年月日    |
|---------------|-----------------|----------|
| ファミリークリニックやざわ | 山形市青柳字北柳1544番地5 | 平成18.2.1 |

|                  |                   |        |
|------------------|-------------------|--------|
| さとう歯科クリニック       | 同 城西町二丁目1番5号      | 同      |
| 林 歯 科 医 院        | 天童市田鶴町一丁目6番32号    | 同      |
| イエロー・グリーン薬局ひがしね店 | 東根市大字東根甲7410番地3   | 同      |
| 吉 原 眼 科          | 山形市西田二丁目3番3号      | 同      |
| ゴ ト ウ 歯 科        | 同 旅籠町三丁目5番4号      | 同 2.6  |
| 石 見 歯 科 医 院      | 西村山郡朝日町宮宿1164番地   | 同 2.7  |
| つちだ歯科クリニック       | 寒河江市小沼町39番地1      | 同 2.9  |
| 丹 野 歯 科 医 院      | 西村山郡河北町大字溝延326番地4 | 同 2.16 |

## 山形県告示第148号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 荒 井 歯 科 医 院       | 山形市南原町二丁目5番47号      | 平成16. 9.13 |
| ス マ イ ル 歯 科       | 酒田市駅東二丁目2番地10       | 平成17.12.22 |
| 吉 原 眼 科           | 山形市西田二丁目3番3号        | 同 12.31    |
| さとう歯科クリニック        | 同 城西町二丁目1番5号        | 同          |
| 阿 部 医 院           | 村山市楯岡大沢川2番地10       | 同          |
| 林 歯 科 医 院         | 天童市田鶴町一丁目6番32号      | 同          |
| ゴ ト ウ 歯 科 医 院     | 山形市旅籠町三丁目5番4号       | 同          |
| 石 見 歯 科 医 院       | 西村山郡朝日町宮宿1164番地     | 同          |
| 阿 部 医 院           | 山形市薬師町一丁目3番26号      | 平成18. 1.17 |
| 酒田肛門科・内科クリニック     | 酒田市あきほ町653番地9       | 同 1.31     |

## 山形県告示第149号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地                  | 指定年月日     |
|-------------------------|------------------|-----------------------------|-----------|
| 酒田市社会福祉協議会              | 訪問入浴介護<br>訪問介護   | 酒田市新橋二丁目1番19号               | 平成17.11.1 |
| 居宅介護支援事業所<br>酒田市社会福祉協議会 | 居宅介護支援           | 同                           | 同         |
| オークランドホーム               | 同                | 山形市南原町三丁目20番26号             | 同 12.14   |
| ホームヘルプステーション<br>ぱれっと    | 訪問介護             | 最上郡真室川町大字平岡字片杉野<br>1692番地12 | 平成18.1.24 |
| やすらぎ苑山形                 | 認知症対応型共同<br>生活介護 | 山形市松波一丁目11番8号               | 同 2.1     |
| 介護サービスくすみ訪問介護<br>事業所    | 訪問介護             | 南陽市郡山95番地1<br>アイザワテナントA号室   | 同         |
| 介護事業所デイサービス花            | 通所介護             | 寒河江市大字日和田6番地14              | 同 2.15    |

## 山形県告示第150号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類  | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日      |
|-------------------------|----------------|---------------|------------|
| 酒田市社会福祉協議会              | 訪問入浴介護<br>訪問介護 | 酒田市新橋二丁目1番19号 | 平成17.10.31 |
| 居宅介護支援事業所<br>酒田市社会福祉協議会 | 居宅介護支援         | 同             | 同          |

## 山形県告示第151号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称                 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 休止年月日      |
|---------------------------|---------------|----------------|------------|
| ケアサービスさくら指定居宅<br>介護支援事業南所 | 居宅介護支援        | 長井市今泉1812番地344 | 平成17.10.31 |

## 山形県告示第152号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.85パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年1月19日から適用する。
- 平成18年1月19日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第153号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名           | 地 区 名 | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-----------------|-------|---------------|
| た め 池 等 整 備 事 業 | 尾 花 沢 | 平成18年1月4日     |

## 山形県告示第154号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営日向上流地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第155号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 都市計画事業の種類及び名称
  - 種 類 山形広域都市計画下水道事業
  - 名 称 最上川流域下水道(山形処理区)
- 施行者の名称  
山 形 県
- 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 事業地の所在
  - 収容の部分 変更なし
  - 使用の部分 な し
- 告示年月日及び番号  
平成18年2月24日 東北地方整備局告示第28号

## 山形県告示第156号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 南陽都市計画、高島都市計画及び川西都市計画下水道事業
- (2) 名称 最上川流域下水道(置賜処理区)
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収容の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成18年2月24日 東北地方整備局告示第29号

山形県告示第157号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課において平成18年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋藤 弘

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名        | 指定する区間           |                   |
|------------|------------------|-------------------|
|            | 起 点              | 終 点               |
| 主要地方道白石上山線 | 上山市金谷字飯ノ森2068番1  | 上山市蔵王の森59番        |
| 主要地方道山形羽入線 | 東根市大字羽入字東原571番1  | 東根市大字羽入字北原2130番   |
| 一般県道長瀬野田線  | 東根市大字野田字藤タン692番4 | 東根市大字野田字七クボ648番1  |
| 一般県道山形空港線  | 東根市柏原三丁目3008番785 | 東根市神町西六丁目1015番451 |

2 指定する期日 平成18年4月1日

山形県告示第158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|-----------------------------|------|----------------------|------------|
| 新庄市北町314番から<br>同 石川町263番2まで | 旧    | 23.5メートル<br>↓<br>9.8 | メートル<br>87 |
|                             |      | 10.0メートル<br>↓<br>9.6 | メートル<br>54 |
| 同 上                         | 新    | 23.5メートル<br>↓<br>9.8 | メートル<br>87 |

## 山形県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|---------------------|---|------|----------|-----------|
| 最上郡戸沢村大字角川字中沢32番3から |   | 旧    | 21.8メートル | 1,086メートル |
| 同 字稲村5021番まで        |   |      | 6.2      |           |
| 同                   | 上 | 新    | 24.0メートル | 同上        |
|                     |   |      | 14.0     |           |

## 山形県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形南陽線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|-------------------|---|------|----------|--------|
| 南陽市小滝字向畑寺1420番3から |   | 旧    | 31.0メートル | 40メートル |
| 同 1417番2まで        |   |      | 21.4     |        |
| 同                 | 上 | 新    | 90.6メートル | 同上     |
|                   |   |      | 22.2     |        |

## 山形県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 山形南陽線
- 2 供用開始の区間 南陽市小滝字向畑寺1420番3から  
同 1417番2まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月3日

## 山形県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五味沢小国線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間           | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---------------------|-------------|------|----------|--------|
| 西置賜郡小国町大字西字稲荷塚7番2から |             | 旧    | 27.0メートル | 98メートル |
| 同                   | 字稲荷前19番15まで |      | 5.7      |        |
| 同                   | 上           | 新    | 34.3メートル | 同上     |
|                     |             |      | 10.4     |        |

## 山形県告示第163号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年3月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋藤 弘

- 路線名 五味沢小国線
- 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字西字稲荷塚7番2から  
同 字稲荷前19番15まで
- 供用開始の期日 平成18年3月3日

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月3日

山形県公安委員会  
委員長 鏡谷 誠一

## 山形県公安委員会規則第2号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則(昭和49年2月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 駐車禁止、時間制限駐車区間規制、駐停車禁止及び駐停車禁止路側帯の対象から除く車両
- ア 前号アからキまでに掲げる車両
- イ 信号機、道路標識等及び道路に付属する施設の維持管理のために使用中の車両
- ウ 交通取締り、犯罪捜査等の警察活動のため現に停止を求められている車両

第22条に次の1号を加える。

- (8) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 企業局関係

### 告 示

## 山形県企業告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、県民ゴルフ場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年3月3日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

- 1 公の施設の名称 県民ゴルフ場
- 2 指定した団体 新庄市大字飛田字中峰山1132番地の1  
株式会社新庄アーデンゴルフ倶楽部
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年1月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年2月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 米沢ひまわりの家
  - (2) 代表者の氏名  
佐々木 公一郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市直江町7番地43号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、精神疾患を患い回復途上にありながら、社会適応力などがまだまだ充分でない障害者に対し、作業所等において、社会生活及び企業就労などの能力を身につけるための指導訓練に関する事業を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成18年7月3日まで縦覧に供する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパースポーツゼビオ米沢店  
米沢市金池六丁目7番10号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社みやざき 米沢市金池六丁目7番10号  
代表取締役 宮崎 厚
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号  
代表取締役 諸橋 友良
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年10月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,770平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 73台
  - (2) 駐輪場の収容台数 13台
  - (3) 荷さばき施設の面積 34平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 18立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 開店時刻 午前10時
    - ウ 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日  
平成18年2月21日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年7月3日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成18年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

1 技能検定の実施職種

- (1) 1級及び2級

| 検 定 職 種   | 検 定 作 業                     |
|-----------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾   | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園       | 造 園 工 事 作 業                 |
| 鑄 造       | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業             |
| 金 属 熱 処 理 | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|           | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|           | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工   | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|           | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|           | 平 面 研 削 盤 作 業               |

|         |                 |
|---------|-----------------|
|         | 円筒研削盤作業         |
|         | 数値制御旋盤作業        |
|         | 数値制御フライス盤作業     |
|         | マシニングセンタ作業      |
| 放電加工    | 形彫り放電加工作業       |
|         | 数値制御形彫り放電加工作業   |
|         | ワイヤ放電加工作業       |
| 金属プレス加工 | 金属プレス作業         |
| 鉄工      | 構造物鉄工作業         |
| 建築板金    | 内外装板金作業         |
|         | ダクト板金作業         |
| 仕上げ     | 治工器具仕上げ作業       |
|         | 金型仕上げ作業         |
|         | 機械組立仕上げ作業       |
| 切削工具研削  | 工作機械用切削工具研削作業   |
| ダイカスト   | コールドチャンバダイカスト作業 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業       |
| 電気機器組立て | 配電盤・制御盤組立て作業    |
| 産業車両整備  | 産業車両整備作業        |
| 光学機器製造  | 光学ガラス研磨作業       |
| 建設機械整備  | 建設機械整備作業        |
| 家具製作    | 家具手加工作業         |
|         | 家具機械加工作業        |
| 建具製作    | 木製建具手加工作業       |
|         | 木製建具機械加工作業      |

|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 印 | 刷 | オ | フ | セ  | ツ | ト | 印 | 刷 | 作 | 業 |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| プ | ラ | ス | チ | ック | 成 | 形 | 射 | 出 | 成 | 形 | 作  | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 石 | 材 | 施 | 工 | 石  | 張 | り | 作 | 業 |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| と |   |   | び | と  |   | び | 作 | 業 |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 左 |   |   | 官 | 左  |   | 官 | 作 | 業 |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| タ | イ | ル | 張 | り  | タ | イ | ル | 張 | り | 作 | 業  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 置 |   | 製 | 作 | 置  |   | 製 | 作 | 作 | 業 |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 防 | 水 | 施 | 工 | ウ  | レ | タ | ン | ゴ | ム | 系 | 塗  | 膜 | 防 | 水 | 工 | 事 | 作 | 業 |   |   |
|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 内 | 装 | 仕 | 上 | げ  | 施 | 工 | プ | ラ | ス | チ | ック | 系 | 床 | 仕 | 上 | げ | 工 | 事 | 作 | 業 |
|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 熱 | 絶 | 縁 | 施 | 工  | 保 | 温 | 保 | 冷 | 工 | 事 | 作  | 業 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| サ | ッ | シ | 施 | 工  | ビ | ル | 用 | サ | ッ | シ | 施  | 工 | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |
| 表 |   |   | 装 | 表  |   | 具 | 作 | 業 |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 壁  |   | 装 | 作 | 業 |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 塗 |   |   | 装 | 建  | 築 | 塗 | 装 | 作 | 業 |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 金  | 属 | 塗 | 装 | 作 | 業 |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 広 | 告 | 美 | 術 | 仕  | 上 | げ | 広 | 告 | 面 | ペ | イ  | ン | ト | 仕 | 上 | げ | 作 | 業 |   |   |
|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| フ | ラ | ワ | ー | 装  | 飾 | フ | ラ | ワ | ー | 装 | 飾  | 作 | 業 |   |   |   |   |   |   |   |

## (2) 3級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業                       |
|---------------|-------------------------------|
| 園 芸 装 飾       | 室 内 園 芸 装 飾 作 業               |
| 造 園           | 造 園 工 事 作 業                   |
| 鑄 造           | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業               |
| 金 属 熱 処 理     | 一 般 熱 処 理 作 業                 |
|               | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業   |
|               | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業           |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                   |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業                 |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業               |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業           |
| 建 築 板 金       | 内 外 装 板 金 作 業                 |
| 仕 上 げ         | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業             |
| 機 械 保 全       | 機 械 系 保 全 作 業                 |
|               | 電 気 系 保 全 作 業                 |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| と び           | と び 作 業                       |
| 内 装 仕 上 げ 施 工 | プ ラ ス チ ッ ク 系 床 仕 上 げ 工 事 作 業 |
|               | 鋼 製 下 地 工 事 作 業               |
|               | ポ ー ド 仕 上 げ 工 事 作 業           |
| 広 告 美 術 仕 上 げ | 広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業     |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業               |

## (3) 単一等級

| 検 定 職 種     | 検 定 作 業                           |
|-------------|-----------------------------------|
| 路 面 標 示 施 工 | 溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業 |
|             | 加 熱 ペ イ ン ト マ シ ン マ ー カ ー 工 事 作 業 |

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定手数料の額)に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                            | 場 所                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成18年6月12日(月)から同年9月10日(日)までの間<br>において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                         | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成18年7月30日(日)<br>3級<br>園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、建築板金、仕上げ、<br>機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、<br>広告美術仕上げ、フラワー装飾                 |                    |
|         | 平成18年8月20日(日)<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、<br>光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、<br>サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理     |                    |
|         | 平成18年8月27日(日)<br>1級及び2級<br>園芸装飾、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組<br>立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左<br>官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ       |                    |
|         | 平成18年9月3日(日)<br>1級及び2級<br>鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、<br>電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、<br>表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>路面標示施工 |                    |

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成18年4月4日(火)から同月14日(金)までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)又は山形県職業能力開発協会(電話023(644)8562)に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成18年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 技能検定の実施職種

### (1) 3級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）工場板金（機械板金に係るものに限る。）めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）工業包装

### (2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

## 2 技能検定試験手数料

### (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定手数料の額）に定める額

### (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

## 4 受検手続

### (1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

### (2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課（電話023(630)2389）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動車保管場所現地調査業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
- (2) 日 時 平成18年3月24日(金) 午後2時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
自動車保管場所現地調査業務 一式(約97,000件(平成18年度見込み件数))
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所 県内一円
- (5) 入札方法 自動車保管場所現地調査1件当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「政令」という。)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び政令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 法人であり、山形県内に活動拠点となる主たる事業所があること。
- (5) 自動車保管場所現地調査の指示を受けた翌日まで自動車保管場所現地調査を完了するため、別表に掲げる履行場所ごとに、それぞれ同表に定める現地調査員数及び事務所数を確保していること。
- (6) 1年以上引き続き業として自動車保管場所現地調査業務又は同等の業務を営んでいる者であること。
- (7) 自動車保管場所現地調査業務を的確に処理する能力を有すること。
- (8) 自動車保管場所証明申請に関する業務を行う者及びこれと密接に関連している者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)、3の(7)及び3の(8)に係る登記簿謄本並びに3の(5)に係る現地調査員及び事務所一覧表並びに現地調査員が正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面(法定保険の加入状況を示した書面等)並びに3の(6)に係る契約履行実績一覧表並びに3の(7)、3の(8)及び3の(9)に係る財務諸表(申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と賃借対照表(1年分))並びに3の(7)、3の(8)に係る定款等(以下「申請書等」という。)を平成18年3月10日(金)午後4時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 別表

| 履 行 場 所                                                       | 現 地 調 査 員 数 | 事 務 所 数 |
|---------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 山形警察署<br>上山警察署<br>天童警察署<br>寒河江警察署<br>村山警察署<br>尾花沢警察署<br>の管轄区域 | 15名以上       | 1箇所以上   |
| 新庄警察署の管轄区域                                                    | 2名以上        | 1箇所以上   |
| 庄内警察署<br>酒田警察署<br>鶴岡警察署<br>の管轄区域                              | 6名以上        | 1箇所以上   |
| 長井警察署<br>小国警察署<br>南陽警察署 米沢警察署<br>の管轄区域                        | 5名以上        | 1箇所以上   |

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動車保管場所データ入力等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年3月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
- (2) 日 時 平成18年3月24日(金) 午後4時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
自動車保管場所データ入力等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所 県内14警察署
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「政令」という。)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び政令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されている

こと。

- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (4) 法人であり、山形県内に活動拠点となる主たる事業所があること。
  - (5) 警察署長の求めに応じて、速やかに「申請書類の受理に関する業務」、「データ入力に関する業務」、「標章等の交付に関する業務」及び「書類整理に関する業務」に対応できる体制であること。
  - (6) 1年以上引き続き業として自動車保管場所データ入力等業務又は同等の業務を営んでいる者であること。
  - (7) 自動車保管場所データ入力等業務を的確に処理する能力を有すること。
  - (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除する。
    - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
  - 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 その他
    - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)及び3の(7)に係る登記簿謄本並びに3の(5)に係るデータ入力等職員一覧表及び正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面(法定保険の加入状況を示した書面等)並びに3の(6)に係る契約履行実績一覧表並びに3の(7)及び(8)に係る財務諸表(申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と賃借対照表(1年分))並びに3の(7)に係る定款等(以下「申請書等」という。)を平成18年3月10日(金)午後4時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
    - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
    - (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
    - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
    - (5) 詳細については入札説明書による。